

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報

第134号

事例1 A社から**カンボジア**の**農業用不動産の投資**に関するパンフレットが届いた翌日、B社から、「パンフレットにあるようにA社が**カンボジアの土地**を**坪15万円で販売**している。購入してくれたらうちはそれを**倍以上の価格で買い取る**」という電話があった。怪しいと思うがどうしたらよいか。

(60歳代 女性)

事例2 証券会社を名乗る業者から、「Cという会社が**がれき処理工場建設**のための**出資を募っている**。それに関する**パンフレット**が届いたら連絡してほしい。パンフレットを**3万円で買い取る**」と電話があった。後日、本当にパンフレットが届いたが、どう対処すればよいか。

(70歳代 女性)



カンボジア?がれき? さまざまな劇場型勧誘に注意!

ひとこと助言

- 業者が販売する商品や権利を、別業者が「購入額より高値で買い取る」などと言って買うように仕向ける「劇場型勧誘」の相談が後を絶ちません。
- 業者はその時々々の社会情勢を反映させたセールストークを使って勧誘します。事例と同様の相談で「カンボジア経済は右肩上がり、同国の不動産は最適の資産運用だ」「がれき処理は被災地の復興支援になる」などと説明された例もありました。
- 「パンフレットを買い取る」と持ちかけ、その後言葉巧みに前述のような「劇場型勧誘」の話に変えていくケースも出ています。
- 一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは極めて困難です。うまい話を持ちかけられてもきっぱり断りましょう。
- おかしいと感じたら、支払う前にお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

きっぱり
断って!



見守るくん